

○大木町住宅改修事業補助金交付要綱

令和7年3月31日

告示第35号

大木町住宅改修事業補助金交付要綱（平成28年大木町告示第30号）の一部を改正する。

（目的等）

第1条 この要綱は、町内事業者による住宅改修工事を行う町民に対し、当該工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、町民の住環境の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、大木町補助金等交付規則（平成17年大木町規則第6号）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内事業者 大木町の住民基本台帳に記録され、かつ、町内に事業所を有する個人事業主又は町内に本店を有する法人をいう。
- (2) 住宅 居住の用に供する家屋をいう。ただし、併用住宅の場合は、居住部分をいう。
- (3) 住宅改修工事 家屋の修繕、補修及び増築等により住宅の機能維持及び機能向上を目的として行う工事をいう。
- (4) 子育て世帯 補助金の交付申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の子を有する世帯をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を事業の完了までに満たす者とする。

- (1) 大木町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 補助対象となる住宅改修工事の発注者であること。
- (3) 補助対象となる住宅を所有し、居住する個人又はその家族であること。
- (4) 補助対象となる住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が、町税及び税外収入金の滞納がないこと。

(5) 本要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象となる住宅は、本要綱による補助金の交付を受けて住宅改修工事を実施したことがない住宅とし、賃貸住宅は補助の対象としない。

(補助対象工事)

第5条 補助対象となる工事は、工事費用が10万円以上の住宅改修工事（畳替えを含む場合は、5万円以上）であって、町内事業者の元請による工事とする。

2 前項の工事は、補助金の交付決定後に着工し、当該補助金の交付決定を受けた年度の末日までに完了しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、おおき住みよか事業実施要綱（平成12年大木町要綱第11号）による助成金の交付対象となる場合は、補助金の交付対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大木町住宅改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これらを町長に提出しなければならない。

(1) 世帯に関する調書（様式第2号）

(2) 住宅改修工事を行う住宅の所有者が分かる書類（発行日から6月以内のものに限る。）

(3) 工事費用の見積書の写し

(4) 工事図面等

(5) 住宅の位置図

(6) 工事施工個所の着工前の写真

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補

助金の交付の可否の決定を行い、大木町住宅改修事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）を当該申請者に送付することにより通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（変更申請等）

第10条 交付決定者は、第7条の規定により交付決定を受けた住宅改修工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、大木町住宅改修事業補助金変更等申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、住宅改修工事の完了後1月以内又は第7条の規定による交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、大木町住宅改修事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、これらを町長に提出しなければならない。

(1) 住宅改修工事の費用の額が確認できる領収書の写し

(2) 住宅改修工事完了後の写真

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に大木町住宅改修事業補助金確定通知書（様式第6号）を送付することにより通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条に規定する確定通知書を受けたときは、大木町住宅改修補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条に規定する請求書が提出されたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(調査)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、職員をして、住宅改修工事の実施状況について、実地調査を行わせることができる。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大木町住宅改修事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)を交付決定者に送付することにより通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 交付決定者は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を町長に返還しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

改正文(令和5年告示第19号)抄

令和5年4月1日から施行する。

改正文(令和6年告示第44号)抄

令和6年5月20日から施行する。

令和7年4月1日から施行する。

改正文(令和7年告示第 号)抄

別表(第5条関係)

種別		補助金の額	備考
住宅改修工 事	子育て世帯	工事費用の5分の1の額とする。 ただし、20万円を上限とする。	補助金の額に 千円未満の端

	上記以外の世帯	工事費用の10分の1の額とする。 ただし、10万円を上限とする。	数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
--	---------	-------------------------------------	------------------------

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大木町長 様

申請者

住 所

氏 名

（電話番号） _____

大木町住宅改修事業補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、大木町住宅改修事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請者の属する世帯の世帯員全員が大木町に納付すべき税、使用料等の納付状況等を照会すること、及び大木町暴力団排除条例第6条に基づき、必要に応じて暴力団との関係の有無について警察へ照会することに同意します。

記

補助対象住宅	所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者以外（申請者との関係 _____） 住 所 _____ 氏 名 _____
	所在地	大木町大字
	用 途	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（店舗・事務所・その他）
	自己の居住用面積	_____ m ²
	自己の居住用以外の面積	_____ m ²
住宅要件	<input type="checkbox"/> 子育て世帯が居住する住宅 <input type="checkbox"/> 上記以外の世帯が居住する住宅	
工事に要する費用	_____ 円（税込見積額）	
補助金申請額	_____ 円	

事業者名（代表者名）					
所在地					
電話番号					
工事期間	【着工（予定）年月日】	年	月	日	
（予定）	【完成（予定）年月日】	年	月	日	
おおき住みよか事業の適用					
		有		無	

※上記記載の事項は、事実と相違ありません。

【添付書類】

- 世帯に関する調書（様式第2号）
- 住宅改修工事を行う住宅の所有者が分かる書類（発行日から6月以内のものに限る。）
- 工事費用の見積書の写し
- 工事図面等
- 住宅の位置図
- 工事施工箇所の着工前の写真
- その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

大木町長 様

申請者

住 所

氏 名

（電話番号） _____

世帯に関する調書

大木町住宅改修事業補助金交付要綱第6条の規定により、調書を提出します。

	氏 名	続柄	生年月日	現住所
居住者			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大木町長

大木町住宅改修事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金については、大木町住宅改修事業補助金交付要綱第7条により、下記のとおり 決定 ・ 却下 しましたので、通知します。

記

1. 交付決定 金 _____ 円

2. 却下

却下の理由 _____

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

大木町長 様

申請者

住 所

氏 名

（電話番号） _____

大木町住宅改修事業補助金変更等申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、
下記のとおり計画を変更したいので、大木町住宅改修事業補助金交付要綱第9条の規
定により、下記とおり申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

大木町長 様

申請者

住 所

氏 名

（電話番号） _____

大木町住宅改修事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金事業を完了したので、大木町住宅改修事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

施工事業者名		担当者名 (電話番号)	
工事期間	着工年月日	年 月 日	
	完成年月日	年 月 日	
工事費用（税込）	円		
補助金交付決定額	円		

<添付書類>

- 住宅改修工事の費用の額が確認できる領収書の写し
- 住宅改修工事完了後の写真

補助金の確定額	<input type="checkbox"/> 変更なし	
	<input type="checkbox"/> 当初の工事額を下回った	
	変更交付決定額	円

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

大木町長

大木町住宅改修事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金について、審査の結果、下記のとおり、補助金の額を確定しましたので、大木町住宅改修事業補助金交付要綱第11条の規定により、通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

大木町長 様

請求者（申請者）

住 所

氏 名

印

（電話番号） _____

大木町住宅改修事業補助金請求書

標記補助金について、下記のとおり、請求します。

記

1. 請求金額 _____ 金 _____ 円

2. 振込口座

金融機関名	銀行 農協 信金 信組	支店 支所
預金種目	普通 ・ 当座	ゆうちょ銀行の場合は店名 (3桁の漢数字)
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

口座名義人は申請者と同一名義であること

様式第8号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

大木町長

大木町住宅改修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした標記補助金について、
下記の理由により交付決定を取り消しましたので、大木町住宅改修事業補助金交付要
綱第15条第2項の規定により、通知します。

1. 取消理由

- 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたため。
- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したため。

2. 交付決定金額 金 _____ 円

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第10条関係)

様式第 6 号 (第11条関係)

様式第 7 号 (第12条関係)

様式第 8 号 (第15条関係)